

令和5年12月小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和5年12月28日)

招 集 年 月 日	令和5年12月15日（金）		
招 集 場 所	小美玉市役所 小川総合支所 3階 大会議室		
開 催 日 時	令和5年12月25日（月） 開 会 午後1時20分 閉 会 午後2時25分		
出 席 者 (★：議事録署名員)	羽鳥 文雄 教育長	中村 三喜 委員（職務代理者）	
	山口 和弘 委員	小仁所 浩 委員	
	★ 柴田 千青 委員	廣戸 隆 委員	
欠 席 者	なし		
傍 聴 者	なし		
事 務 局 職 員	教育部長 滑川 和明 理 事 佐藤 雅記 教育指導課 課 長 長谷川 正幸 教育企画課 課 長 大原 光浩 教育企画課 課長補佐 沼田 譲治 教育企画課 主 幹 笹目 翔太郎	文化スポーツ振興部長 藤枝 修二 生涯学習課 課 長 田山 智 スポーツ推進課 課 長 関川 克己	
付 議 事 件 (提出議案)	議案第24号 小美玉市立学校管理規則等の一部改正について 議案第25号 小美玉市立学校職員服務規程の一部改正について 議案第26号 小美玉市生徒選手派遣事業補助金交付要綱等の一部改正について 議案第27号 小美玉市児童通学バス利用券交付要綱の一部改正について 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて (小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例施行規則の一部改正について) 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度教育予算(補正予算)について)		
事 業 等 報 告	(1) 学校教育関係について 教 育 指 導 課 (指 導 係) (2) 就学援助並びに区域外就学及び指定校変更について 教 育 指 導 課 (学 務 係)		

1. 開 会・教育長挨拶

○ 羽鳥教育長

皆さん、こんにちは。着座にて失礼します。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から小美玉市教育委員会会議「12月定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今年も早いもので、残り一週間になってしまいました。学校の方は、現在冬休みに入っていますが、11月から12月にかけて、インフルエンザが流行しており、12月になって学級閉鎖した学校が全部で5校、学級数で12学級ありました。

子どもたちは冬休みに入っておりますが、年末年始に家族そろっての外出等も予想されますし、年明けから、中学3年生の私立高受験、また、小学6年生の一部は中学受験など、受験シーズンが始まりますので、感染が拡がらなければいいなと思っています。

次に、議会の方ですが、今月1日から議会が始まり、全員協議会、本会議、一般質問、文教福祉常任委員会と一連の流れで行われ、先週22日に閉会しました。今回の市議会選挙で、新しく議員になられた方々からも、一般質問をいただきました。教育委員会関係と文化スポーツ振興部関係の質問としては、お手元に配付させていただいた資料にあるように、

- ・部活動の地域移行における今年度の実証事業の取組状況と次年度の計画について
 - ・給食の無償化についての検討状況や必要な財源について
 - ・通学路の危険箇所の整備状況と解消率について
 - ・旧玉里北小学区や美野里地区のスクールバス導入や、スクールバスの有効活用について
 - ・市内小中学校の校舎・体育館等の大規模改修工事と羽鳥小の敷地面積について
 - ・スポーツ公園や都市公園の現在の状況や今後の整備計画について
- などがありました。

一般質問に対する答弁も合わせて記載してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

本日は、議案が4件、報告が2件、そして、事業等報告、その他となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2. 議事録署名委員の選任

柴田委員

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、柴田委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。(柴田委員：はい。)

では、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

前回の「11月定例会」の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見ご質問、お気づきの点がありましたら、よろしくお願いいたします。

特にないでしょうか。よろしいですか。(一同：頷く。)

それでは議事録については、承認とさせていただきます。

4. 付議事件の宣告

○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配布させていただいた資料としましては、

- ・議案第24号 小美玉市立学校管理規則等の一部改正について
 - ・議案第25号 小美玉市立学校職員服務規程の一部改正について
 - ・議案第26号 小美玉市生徒選手派遣事業補助金交付要綱等の一部改正について
 - ・議案第27号 小美玉市児童通学バス利用券交付要綱の一部改正について
 - ・報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例施行規則の一部改正について）
 - ・報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度教育予算（補正予算）について）
- となっております。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。

「非公開」にするものとしては、

次第の「6 事業等報告」のうち、
個人情報に関するものが含まれているため、

- ・「(1) 学校教育関係」について
- ・「(2) 就学援助並びに区域外就学及び指定校変更」については、本会議並びに議事録において「非公開」としたいと思えます。

次に、「7 その他」につきましても、本会議では「非公開」としたいと思えます。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(委員：異議無し)

それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

5. 付議事件の審議

○ 羽鳥教育長

まず初めに、(1) 議案となります。

議案第24号「小美玉市立学校管理規則等の一部改正について」

議案第25号「小美玉市立学校職員服務規程の一部改正について」

議案第26号「小美玉市生徒選手派遣事業補助金交付要綱等の一部改正について」

これらは、小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定に基づくもので、いずれも関連がありますので、一括審議でよろしいでしょうか。

(委員：異議無し)

それでは、一括審議とします。

所管の教育指導課から説明願います。

(一括審議)

- 議案第24号 小美玉市立学校管理規則等の一部改正について
- 議案第25号 小美玉市立学校職員服務規程の一部改正について
- 議案第26号 小美玉市生徒選手派遣事業補助金交付要綱等の一部改正について

可決
可決
可決

○ 長谷川教育指導課長

それではお手元の資料をご覧ください。

資料1頁、議案第24号「小美玉市立学校管理規則等の一部改正について」

続いて4頁、議案第25号「小美玉市立学校職員服務規程の一部改正について」

6頁、議案第26号「小美玉市生徒選手派遣事業補助金交付要綱等の一部改正について」

いずれも、「押印廃止」に関する改正となりますので、一括でご説明申し上げます。

本件の提案理由ですが、現在、各規則等に基づき、学校及び幼稚園から教育長に提出される申請書等において、学校長及び幼稚園長の印を押印した「申請書（紙）」を、メール便や直接来庁により受理していますが、本改正により、押印の廃止に伴い、データでの提出が可能となり、「ペーパーレス化」や提出に係る時間の削減など「業務効率化」を図るものです。

改正に伴う様式の変更でございますが、本日机上配付しました、参考資料「様式集（改正後）」をご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

「ペーパーレス化」や「業務効率化」のために、押印を廃止するとのことですが。

ただいまの説明について、ご意見やご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第24号及び議案25号、議案26号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、3つの議案は可決といたします。

■ 議案第27号 小美玉市児童通学バス利用券交付要綱の一部改正について

可決

○ 羽鳥教育長

続きまして、議案第27号、小美玉市児童通学バス利用券交付要綱の一部改正についてですが、小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容については、教育指導課より説明願います。

○ 長谷川教育指導課長

本件は、来年度から新たな通学支援事業を開始することに伴い、必要な条文等の改正を行うものです。

本市では、現在、通学が遠距離となるため、路線バスを利用して通学する児童に対し、定期券の代わりとして、市が「利用券」を交付し、支援を行っています。

本事業の対象とならない児童については、原則「徒歩通学」となりますが、通学路内に「歩道が無い」など危険な箇所があるため、より安全な通学手段として、路線バスを利用している児童がいる実情があり、このような場合は、各家庭の負担となっています。

このような実情を鑑み、原則は徒歩通学となるものの、通学路上に危険箇所があるため、やむを得ず路線バスを利用して通学する児童に対しては、通学に要する費用の半額を支援し、保護者負担の軽減を図ることを目的に、同要綱の一部改正を行うものです。

事業詳細については、本日配付しました「事業概要」をご覧ください。

利用を希望する保護者は、年間の定期券代金の半額を市に納付し、納付後、市から定期券の代わりとなる「利用券」を交付するといった流れとなります。

以上が、事業概要となります。

続きまして、改正内容について、ご説明申し上げます。

12頁の新旧対照表をご覧ください。

表の右側が現行で、左側が改正案となります。

今回の改正に合わせ、軽微な文言の修正を加えておりますが、事業内容の変更に伴う部分のみの説明とさせていただきます。

第1条「目的」について、現行文に「通学時の安全を確保するために」を追記し、支援対象者を拡充します。

続いて、第3条「交付対象者等」については、13頁に記載の第5号「通学路内に徒歩通学危険区間があるため、路線バスでの通学もやむを得ないと学校長が認めた児童 ただし、当該児童の保護者が、利用する停留所から学校までの年度定期券代の2分の1に相当する額を市に納付する場合に限る。」を追加するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問及び討論等ありましたらお願いいたします。

◎ 山口委員

玉里地区で言うと、市指定の停留所が「石岡玉里」と「玉里駅」の2ヶ所あり、対象区域で、栗又四ヶと新高浜第一にあっては、「国道355号線」より北側の地区に限る.と なっています。

この『「国道355号線」より北側の地区』としたのは、恐らく交通量の多い国道を渡る危険があるとの判断で線引きをしたのだと思いますが、細かく突き詰めていけば、一概に言えない部分もあると思いますので、しっかりと説明ができるようにお願いします。

○ 羽鳥教育長

ありがとうございます。他にございませんか。

それでは採決に移ります。

議案第27号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第27号は可決といたします。

■ 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

(小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例施行規則の一部改正について)

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、付議事件の(2)報告に移ります。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて、本件は、小美玉市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき専決し、同規則第5条の規定に基づき報告するものです。

専決内容については、小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例施行規則の一部改正であり、過日開会の市議会定例会において、小美玉市職員の給与に関する改定に伴い、改正したものです。

詳細については、教育指導課より説明願います。

○ 長谷川教育指導課長

22頁をご覧ください。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて、専決内容をご報告いたします。

本件は、人事委員会勧告に基づく給与改定に係る規則の改正となります。

30頁の新旧対照表をご覧ください。表の右側が現行で、左側が改正案となります。

別表第1「教育職給料表」の通り、改定を行うものです。

続きまして、38頁をご覧ください。

中段の施行期日等について、本改正の施行日は、公布の日からとなりますが、令和5年4月1日からの適用となるため、給与及び期末勤勉手当の追加支給を12月末に行います。

以上、ご報告となります。

○ 羽鳥教育長

ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問及び討論等ありましたらお願いいたします。

(意見等無し)

それでは採決に移ります。

報告第9号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第9号は承認とさせていただきます。

■ 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度教育予算(補正予算)について)

承認

○ 羽鳥教育長

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて、本件も、小美玉市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき専決し、同規則第5条の規定に基づき報告するものです。

専決内容については、美野里中学校体育館長寿命化等及び玉里学園義務教育学校法面の災害復旧に係る、令和5年度教育予算(補正予算)についてであり、過日開会の市議会定例会において、承認を得ております。

詳細については、教育企画課より説明願います。

○ 大原教育企画課長

本日机上に配付させていただきました、令和5年度小美玉市一般会計補正予算(第6号)をご覧ください。

1頁 第2表 継続費補正でございます。

美野里中学校体育館長寿命化改修工事を行うにあたり、令和4年度から令和6年度の3か年にわたり継続費を組んでおります。

左側、補正前の全体事業費は、3億3,576万8,000円であり、令和4年度と令和6年度の年割としておりましたが、右側、補正後の全体事業費は、4,350万8,000円増の3億7,927万6,000円とし、年割額を、令和5年度に2億4,466万9,000円、令和6年度に30万円として、年割額の変更を行う者です。

続いて、2頁をご覧ください。第3表 繰越明許費でございます。

枠内1段目、中学校施設管理費 5,810万6,000円は、美野里中学校の太陽光発電設置工事及び防犯監視装置設置工事に係る工事費を次年度に繰り越すものでございます。

その下段、公立学校施設災害復旧事業費 5,437万3,000円は、今年6月の台風2号により、被災した玉里学園義務教育学校法面の災害復旧に係る工事費を次年度に繰り越すものでございます。

令和6年度に繰越す理由でございますが、いずれの工事も、令和5年度予算に基づく事業でありませんが、国の交付決定が年度末になる見込みから、今年度内の事業完了が困難であるため、次年度へ繰越すものです。

続きまして、3頁をご覧ください。第4表 地方債補正でございます。

1段目、学校体育館改修整備事業債 7,900万円は、美野里中学校体育館長寿命化改修工事及び防災機能強化工事(自家発電設置・マンホールトイレ設置)に伴う起債でございます。

その下、学校体育館空調整備事業債 1,560万円は、美野里中学校体育館空調設置工事に伴う起債でございます。

次に、4頁をご覧ください。歳入でございます。

16款 国庫支出金 2項 国庫補助金 6目 教育費国庫補助金 2節 小学校費補助金 説明欄 公立学校施設災害復旧費補助金 1,869万4,000円は、台風2号により被災した、玉里学園義務教育学校法面2ヶ所の復旧工事に係る補助金でございます。

同じく、3節 中学校費補助金 説明欄 学校施設環境改善交付金 8,259万6,000円は、美野里中学校体育館長寿命化改修工事の他、空調設置、自家発電設備、マンホールトイレ設置、太陽光発電設置、特別棟の屋上防水工事、インターホン設置工事等に伴う補助金でございます。

その下、23款 1項 市債 7目 教育債については、3頁の内容と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

5頁をご覧ください。歳出でございます。

10款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費 説明欄2 中学校施設管理費 12節 委託料のうち、工事監理委託料 526万1,000円でございますが、美野里中学校体育館長寿命化改修工事に伴う委託料でございます。

同じく、14節 工事請負費 2億7,239万4,000円のうち、校舎改修工事費の 3,298万6,000円は、美野里中学校の太陽光発電設置工事に 3,120万円、防犯監視装置設置工事に 178万6,000円の内訳でございます。

工事概要でございますが、太陽光発電設置工事は、地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減を目的として、校舎の屋根部分に太陽光発電パネル200枚程度を設置するものでございます。

続いて、防犯監視装置設置工事は、不審者への防犯対策として、正門及び校舎にインターホン等を設置するものでございます。

同じく、14節 工事請負費のうち、体育館改修工事費の 2億3,940万8,000円は、美野里中学校体育館長寿命化改修工事に 1億9,620万円、美野里中学校防災機能強化工事に 1,020万8,000円、美野里中学校体育館空調設置工事に 3,300万円の内訳でございます。

工事概要でございますが、

美野里中学校体育館長寿命化改修工事は、構造体を残し全面改修するものでございます。

美野里中学校防災機能強化工事は、避難所としての機能強化を図るため、中学校敷地内に自家発電設備とマンホールトイレ7基を設置するものでございます。

美野里中学校体育館空調設置工事は、生徒等の熱中症対策として、体育館に空調設備を設置する工事で、室内機12機、室外機3機を設置するものでございます。

続いて、11款 災害復旧費 2項 文教施設災害復旧費 1目 公立学校施設災害復旧費 説明欄 1 公立学校施設災害復旧事業 14節 工事請負費のうち、災害復旧工事 5,437万3,000円でございますが、台風2号で被災した玉里学園義務教育学校法面2ヶ所及び今後崩壊の恐れのある2ヶ所計4ヶ所の復旧工事費でございます。

説明は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見やご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第10号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第10号は承認とさせていただきます。

6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

事業等報告に移ります。なお、質疑につきましては、すべての報告が終わり次第でお願いします。

まず(1)学校教育関係について 教育指導課指導係より説明願います。

■ 学校教育関係について ※非公開※

■ 就学援助並びに区域外就学及び指定校変更について ※非公開※

— 質 疑 — 無し

7. その他

- 羽鳥教育長
次第の7 その他になります。
まず、事務局から説明願います。

<事務局から(概要)>

行政組織の一部改編について

令和6年4月1日からの行政組織について、資料に基づいて説明した。

教育委員会所管については、文化スポーツ振興部所管の3課を移管し、学校教育・社会教育・スポーツ・文化芸術分野の相互連携強化を図ることを目的としている。

これに伴い、文化スポーツ振興部は廃止となる。

(現体制) 教育指導課・教育企画課

(新体制) 教育指導課・教育企画課・生涯学習課・スポーツ推進課・文化芸術課(現:生活文化課)

<教育委員から(概要)>

今後の教育委員会のあり方について

組織再編など事務局が重要と判断した案件のみ「審議」としている印象である。

上記以外の大抵が報告としての性質が強く、追認機関としての様相を呈しており、本来のあるべき姿では無いと感じている。

今後は、学校単位(生徒と教育委員 / 教員と教育委員 / 管理職と教育委員)や、教育委員会事務局各課と教育委員、様々な「協議の場」を設けて欲しい。

また、教育現場で抱える課題について、直に触れられるよう、教職員向けの研修会等の案内なども積極的に行い、我々(教育委員)の「勉強の場」を設けて欲しい。

その他、事務局が課題と感じていることなど、「結果の報告」ではなく、「課題解決に向けた建設的な意見交換」を望む。

(羽鳥教育長より)

上記に合わせ、他文献で紹介されていた「教育委員会活性化の10の方針」について、共有を図った。

1月定例会について

令和6年1月25日(木) **9時30分**から 小川総合支所 3階 大会議室

8. 閉会

○ 羽鳥教育長

他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。

委員の皆様には慎重なご審議や貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

本年も残り少しとなりましたが、毎月の定例会、そして、訪問指導や総合教育会議と大変お世話になり、ありがとうございました。良いお年をお迎えいただければと思います。

以上をもちまして小美玉市教育委員会会議、12月定例会を閉会とさせていただきます。

本日は、お疲れ様でした。